

+ 貨物概要

プラスチック成型品を基体とし、外面は紡織用繊維でフロック加工され、内側は板紙を芯としたレーヨン織物が裏張りされた宝石箱。

+ 分類

関税率表第 4202.92 号 (統計番号 4202.92-000) の外面が紡織用繊維製のその他の容器

+ 分類理由

関税率表解説第 42.02 項には「「宝石入れ」には、宝石を保管するように特に設計された箱だけでなく、それに類する種々の寸法のフタの付いた容器 (... 通常、紡織用繊維により裏張りされており、宝石類を展示及び販売する際に使用する種類のもので、長期間の使用に適するものに限る。...) も含まれる。」と規定されています。

したがって、基体の材質、加工工程から長期間の使用に適するものと認められますので、「宝石入れ」に該当するものとして上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)